

令和7年度 那珂市行政活動外部評価 結果報告

那珂市

【目 次】

1 行政評価の目的	1
2 外部評価の目的	1
3 外部評価の効果	1
4 外部評価の実施方法	1
5 外部評価結果	3
第2章 施策4 健康で快適に過ごせる生活環境の保存を図る	3
第5章 施策1 活力ある農業の振興を図る	14
6 会長総評	26

【参考資料】

・行財政改革懇談会設置要綱	27
・行財政改革懇談会名簿	28
・外部評価スケジュール	28
・施策評価シートの見方	29

1 行政評価の目的

市では、行政評価制度について第2次那珂市総合計画の第6章「行財政改革の推進による自立したまちづくり」を実現するための方向性として、行政評価システムを活用し、施策や事務事業の評価検証を重ね、その結果を公表することで、行政サービスの質の向上を図り、透明性の高い行政運営を進めることとしています。

また、第4次那珂市行財政改革大綱は第2次那珂市総合計画への溶け込みを図ることで令和5年度をもって終了しましたが、引き続き「健全で効率的な行財政経営の推進」を実施するための重点事項として「自主性・自律性の高い財政運営の確保」を掲げ、実施項目「行政評価システムによる適切な行政経営」により施策や事務事業の評価と評価結果の公表に取り組みます。

行政評価は[Plan(計画)]→[Do(実施)]→[Check(検証・評価)]→[Action(見直し)]というマネジメントサイクルを循環させ、絶えず行政の仕事を見直すことにより、市民の皆さんにより良い行政サービスを提供していくものです。Plan-Do-Check-Action という [PDCA] の循環行政サイクルである行政評価を本市では『行政評価システム』という名称としています。

2 外部評価の目的

市が実施する行政評価に関し、市民等の外部の視点を導入することにより評価の客観性及び透明性を確保することを目的とします。

3 外部評価の効果

(1) 市民と行政の架け橋

外部評価は市民と行政を結ぶ重要な役割を担います。行政は外部評価結果に基づき、各施策の再検討を行うことで、より良い施策として市民へフィードバックします。

(2) 職員の意識改革

外部評価は行政が改善を図ってきた施策を市民へ周知することのできる貴重な機会です。「行政評価の客観性と透明性を確保する」ためにも行政は施策を分かりやすく説明することが必要となります。

市民の目線で行政へ説明を求めることで、説明責任の徹底、職員の柔軟な発想を醸成し、職員の意識改革に寄与します。

4 外部評価の実施方法

(1) 外部評価を行う委員

那珂市行財政改革懇談会委員（14人）

※那珂市行財政改革懇談会設置要綱に基づき設置されています。

(2) 外部評価の対象

第2次那珂市総合計画（後期：令和5年度から令和9年度）の31施策から外部評価対象とする施策を選定します。

令和7年度は第2次那珂市総合計画後期基本計画の「第2章」及び「第5章」の中から、委員の協議によりそれぞれ1施策ずつを選定しました。

政策	施策	選定結果
第2章 安全で快適に 暮らせるまち づくり	施策1 災害に強いまちをつくる	
	施策2 犯罪を防ぐまちをつくる	
	施策3 交通安全を推進する	
	施策4 健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る	評価対象と して選定
	施策5 地球にやさしい持続可能な社会への転換を図る	
	施策6 利便性の高い交通基盤を整える	
	施策7 自然環境と調和した魅力的な都市づくりを推進する	
	施策8 安定的に水道水を供給する	
	施策9 効率的に生活排水を処理する	

政策	施策	選定結果
第5章 活力あふれる 交流と賑わい のまちづくり	施策1 活力ある農業の振興を図る	評価対象と して選定
	施策2 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る	
	施策3 地域資源を活かした観光の振興を図る	

(3) 評価方法

市が作成した施策評価シート（市職員による自己評価）に基づいて施策主管課が施策について説明をします。また、委員からの事前質問に対して関係課が説明をします。その後、質疑応答を行います。

以下の点数評価のほか、委員からの意見・質疑を評価結果とします。

【評価の視点と項目】

評価視点	市民目線や専門的知識を活かしつつ、中立的な視点による評価をする。
評価項目	①指標設定の妥当性（適切な指標設定となっているか）
	②内部評価の妥当性（内部評価が適切に行われているか）
	③課題認識、取組方向の妥当性（成果指標の達成状況を踏まえた施策の推進となっているか）

【点数配分】

4点	妥当性あり
3点	概ね妥当性あり
2点	妥当性に欠ける点あり
1点	妥当性なし

【点数評価】

点数割合(合計点数)	評価
85%以上(143～168点)	A 適切な評価が行われている
75%以上 85%未満(126～142点)	B 概ね適正な評価が行われている
50%以上 75%未満(84～125点)	C 一部適切な評価が行われていない
50%未満(42～83点)	D 適正な評価が行われていない

※委員1人あたり最大12点、委員人数14人の合計点数（満点：168点）。

※欠席の委員の点数は、出席委員の合計点数の平均点とします。

令和7年度 行政活動外部評価（結果）

外部評価実施日：令和7年10月8日

外部評価対象施策	
施策名称	施策4 健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る
施策の主管課	環境課
関係課	都市計画課

委員	評価項目			
	①指標設定の妥当性	②内部評価の妥当性	③課題認識、取組方向の妥当性	合計点数
委員1	4	4	4	12
委員2	4	3	3	10
委員3	4	3	3	10
委員4	3	3	3	9
委員5	4	4	4	12
委員6	4	3	2	9
委員7	4	3	3	10
委員8	4	3	3	10
委員9	4	4	3	11
委員10	2	3	1	6
委員11	4	3	3	10
合 計	41	36	32	109
平 均	3.7	3.3	2.9	9.9

委員12(欠席)	—	—	—	9.9
委員13(欠席)	—	—	—	9.9
委員14(欠席)	—	—	—	9.9
合 計	—	—	—	29.7

外部評価結果は以下のとおり

点数評価(合計)	外部評価結果
139点	B 概ね適正な評価が行われている

評価の決定方法

- 委員全員の合計点数により、以下の表の区分から外部評価結果を決定する。
- 合計は168点満点[(3項目×4点)×全委員(14人)]
- 欠席の委員がいる場合は、出席委員の合計点数の平均点を欠席委員の合計点数とする。

点数割合(合計点数)	外部評価結果
85%以上(143~168点)	A 適切な評価が行われている
75%以上85%未満(126~142点)	B 概ね適正な評価が行われている
50%以上75%未満(84~125点)	C 一部適切な評価が行われていない
50%未満(42~83点)	D 適正な評価が行われていない

総合計画体系	政策No.	2	政策名	安全で快適に暮らせるまちづくり	施策主管課	環境課
	施策No.	4	施策名	健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る	施策主管課長名	萩野谷 真
関連個別計画	第3次環境基本計画(R5~R14)、那珂市空き家等対策計画(R2~R11)				関係課名	都市計画課

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象としているのか)*人や自然資源等	③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)			④ 成果指標(意図の達成度を表す指標)			*:総合計画の目標指標
	名 称	単位	名 称	単位			
市民、事業所	A 人口(常住人口)	人	C				
	B 事業所数	所	D				
② 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)	④ 成果指標(意図の達成度を表す指標)			*:総合計画の目標指標			
生活環境や自然環境に配慮した生活(事業活動)をする	A 苦情件数①(大気汚染、騒音、振動、悪臭など)*	件	D				
	B 苦情件数②(空き地管理)*	件	E				
	C 不法投棄処理件数*	件	F				
⑤ 成果指標設定の考え方 (成果指標設定の理由)	市民が日常生活を送るにあたり、生活環境において不快に感じた事象を行政に苦情として情報提供した件数を成果指標とした。	⑥ 成果指標の測定企画 (実際にどのように実績値を把握するか)	環境課のデータで把握する。 事業所数は、5年毎の統計調査結果を使用する。				

2 指標等の推移

指標名	名称	単位	数値区分	前期基本計画期間			第2次総合計画 後期基本計画期間			
				2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (実績)	7年度 (目標)	8年度 (目標)
対象指標	A 人口(常住人口)	人	見込み値 実績値	53,000 53,187	52,800 52,937	52,500 53,121	52,900 52,700	52,700 52,365	52,500 52,300	52,000
	B 事業所数	所	見込み値 実績値 未実施	1,887 1,873	1,887 1,873	1,873 未実施	1,873 未実施	1,873 未実施	1,873 1,873	1,873
	C		見込み値 実績値							
	D		見込み値 実績値							
成果指標	A 苦情件数①(大気汚染、騒音、振動、悪臭など)*	件	目標値 実績値	40 72	37 54	35 51	48 53	45 61	42 47	39 45
	B 苦情件数②(空き地管理)*	件	目標値 実績値	70 52	65 55	60 71	51 69	49 120	47 110	45 100
	C 不法投棄処理件数*	件	目標値 実績値	100 134	90 141	80 129	120 111	110 45	100 45	90 80
	D		目標値 実績値							
	E		目標値 実績値							
	F		目標値 実績値							

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)
ア) 住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)
・住民は、生活環境の保全のため、所有する空き地に雑草を繁茂させないよう適正な管理に努める。
・住民は、適正なごみの排出に努め、野外焼却は行わないよう心がける。
・住民及び事業者は、他人に迷惑をかける騒音・振動の発生は極力避けるよう努める。
・土地所有者(管理者)は、廃棄物の不法投棄に巻き込まれないよう、管理する土地の清潔を保つよう努める。
・空き家の所有者又は管理者は、適正な管理により、周囲に迷惑をかけないよう努める。
イ) 行政の役割(市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)
・市は、環境基本計画に基づき、市民意識の向上を図るために環境に関する意識啓発活動を行う。
・市は、関係法令を遵守し、市民が快適に過ごせる生活環境の保全に努める。
・市は、空き家の所有者が空き家を適正に管理するよう啓発や指導を行い、良好な生活環境の維持を促進する。
② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか
・市民から、野外焼却により発生する悪臭の苦情や煙による健康被害の通報がある。
・市民から、樹木や枝葉の越境、草が繁茂したなど、地権者の管理が行き届いていない土地に対する適正管理を求める相談がある。
・市民から、太陽光発電設備の敷地から敷地外にはみ出している草への苦情と刈り取り要求がある。
・議会から、太陽光発電施設の設置に関する条例制定を求める声があり、令和6年度末に条例を制定した。

4 施策の成果水準とその背景

(1) 時系列比較(令和2年度との比較)	(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)
<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した。 <input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した。 <input type="checkbox"/> 成果はほとんど変わらない。(横ばい状態) <input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかと言えば低下した。 <input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した。	<input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり高い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてほぼ同水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば低い水準である。 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり低い水準である。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
令和2年度と令和6年度の比較において、苦情件数①(大気汚染、騒音、振動、悪臭など)は11件減少し、苦情件数②(空き地管理)は68件増加、不法投棄処理件数は89件減少した。
なお、苦情件数②以外は減少となっているが、苦情件数①については、R3～R5までは50件台前半で推移していたが、令和6年度は61件と増加となった。

以上により、「どちらかと言えば低下した」と判断した。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
※比較のため人口1万人当たりの件数を算出。
令和6年度の苦情件数①は、水戸市 4.5件、ひたちなか市 3.4件、東海村 5.3件であり、本市は11.7件である。苦情件数②については、水戸市 5.9件、ひたちなか市 25.9件、東海村が18.9件、本市は23.1件である。不法投棄処理件数は、水戸市 4.2件、ひたちなか市 32.9件、東海村 6.1件、本市は8.7件である。
苦情件数①と苦情件数②において本市は件数が多いことから、苦情件数抑制という目標において、近隣自治体と比べ「かなり低い水準である」と判断した。

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)

- ・公害(大気汚染、騒音、振動、悪臭)の苦情は増減を繰り返している。
- ・不法投棄対策として市内一斉清掃を年2回、高速道路側道のクリーン作戦を年1回実施し、不法投棄に対する意識啓発をしている。
- ・地権者について、高齢者や市外在住者が増えてきたことにより、管理不徹底の土地が増えている。
- ・良好な生活環境を保つため、空き家の件数を把握している。

② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していくかなければならないか)

- ・公害に対する通報や苦情の内容が多様化しており、専門的な判断や対応が必要である。
- ・野外焼却や不法投棄などを抑制するために、これらの行為は不法であることを市民や事業者に周知する必要がある。
- ・不法投棄を減らすため、適正な処理方法について周知し、市民と協働による監視体制を築き強化する必要がある。
- ・適正に管理されていない空き家の発生を抑制する必要がある。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

○苦情件数①(大気汚染、騒音、振動、悪臭など)

- ・目標値(R9)は35件、中間目標値(R7)は42件とする。
- ・目標値に達していないため、引き続き生活環境の保全を図り、目標値は前期基本計画と同じ35件に設定する。
- 中間目標値は $(54 - 35) / 6 = 3$ 件/年の減を目指し、 $54 - (3 \times 4)$ 年 = 42件に設定する。

○苦情件数②(空き地管理)

- ・目標値(R9)は43件、中間目標値(R7)は47件とする。
- 平成29年度から現状を見ると $(66 - 55) / 6 = 2$ 件/年の減となっているため、目標値を $55 - (2 \times 6)$ 年 = 43件に設定する。
- 中間目標値は $55 - (2 \times 4)$ 年 = 47件に設定する。

○不法投棄処理件数

- ・目標値(R9)は80件、中間目標値(R7)は100件とする。
- 依然として不法投棄が絶えず目標値に達していないため、引き続き生活環境の保全を図り、前期基本計画と同じ80件に設定する。
- 中間目標値は $(141 - 80) / 6 = 10$ 件/年の減を目指し、 $141 - (10 \times 4)$ 年 = 100件に設定する。

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●公害の発生を抑制するために、市民や事業者に対して公害に関する認識や正しい理解について啓発活動を行うとともに、関係各所と連携した監視や指導体制の強化を図ります。 ●身近な生活環境における問題に対応するため、相談体制の強化を図ります。 ●公害に関する市民や事業者からの通報や苦情に対して現地確認を実施し、関係各所と連絡を取り対応することで、苦情の受付から問題の解決まで一貫して取り組みます。 	環境保全対策事業
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄されたごみを早期に除去することで、新たな不法投棄を防止するとともに、不法投棄禁止看板の設置により未然防止に努めます。 ●市内一斉清掃などの実施により、不法投棄に対する意識啓発を行います。 ●市民自治組織や市内郵便局などと協働して、地域における不法投棄の監視活動を行います。 	不法投棄廃棄物撤去事業
自然と生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電施設の設置については、那珂市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例に基づき、太陽光発電施設の事業者に対し、自然環境や生活環境、景観、防災に配慮するなどの助言や指導を行い、適正な設置と管理を促します。 ●自然環境や自然景観の保全に取り組む市民の自主的な活動を支援します。 ●有害鳥獣による事故及び被害防止のため、対象となる鳥獣の種類及び対策について周知します。 ●野外焼却や空き地管理に対する認識や正しい理解について普及啓発活動を行うとともに、関係各所との連携体制の維持を図ります。 ●管理不全な状態にある空き家については、所有者に対し適正な管理に必要な措置についての助言や指導、勧告を行います。 ●空き家の利活用や売却などの支援や、発生を抑制するための啓発を行います。 	環境保全対策事業 空き家等対策事業

事前質問と回答

ご意見 ご質問	<p>【2指標等の推移】に関して</p> <p>対象指標A人口（常住人口）について、近年は新しい住宅建設が多く見られているが、目標では減少しているのはなぜか。</p>
回答 (行革室)	<p>第2次那珂市総合計画後期基本計画の策定時において、将来人口推計で令和9年の常住人口を52,000人としており、その数値に合うように遅減させて入力するよう事務局から指示しているためです。</p>

ご意見 ご質問	<p>【2指標等の推移】に関して</p> <p>不法投棄件数が減ってきているのは、市内一斉清掃やクリーン作戦等の効果もあるかもしれない。自治会に入っていないため上記のような活動に参加しないかたも多いので、もっとPRして地域住民なら誰でも参加するよう促す施策はあるか。</p>
回答 (環境課)	<p>一斉清掃やクリーン作戦への自治会未加入者の参加が少ないことは、地域の環境美化への意識を高めていくうえで課題であると認識しております。</p> <p>この点を踏まえ、広報紙や市HP、公式SNSで案内を行っておりますが、それでも参加者が増える傾向になっておりません。このため今後、市内全戸に配布物を送付する際に、活動への参加を呼び掛ける案内を添えて周知していく予定です。</p>

ご意見 ご質問	<p>【2指標等の推移】に関して</p> <p>空き地・空き家の管理は防犯上、景観上重要である。管理を徹底するよう呼びかけるとともに、応じないかたの場合、行政代執行もやむを得ないと思う。空き地管理は目標値と実績値には大きな開きがあり、難しいと思うが何か策はあるか。</p>
回答 (環境課)	<p>空き地管理については、那珂市空き地等の適正管理に関する条例に基づき、適正な管理がなされていない土地の所有者へ指導や勧告を行っています。</p> <p>空き地は個人の財産であることから、市において代執行により適正な管理を行うことは実態として難しいと考えております。</p> <p>このため、土地所有者に対しては、管理不十分により、近隣住民の生活環境に影響が生じていることを認識していただけるよう通知して近隣住民のためにも継続的に管理を行ってもらうよう促すほか、不適切な管理が新たに発生しないように、市HPや公式SNS等により、適正管理の周知を図っております。</p>
回答 (都市計画課)	<p>個人の財産である空き家は、所有者等が自らの責任において、適切に管理すべきものになりますが、適切に管理されていない空き家については、所有者に対し管理に向けた助言や情報提供に努めております。</p> <p>国のガイドラインでは、空き家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる空き家等に対する措置として、行政が関与すべき事案か、その規制手段等に必要性及び合理性があるか判断することとされております。これを踏まえ、特措法に基づく特定空家等に該当するか否かやどのような措置が必要か空き家等対策協議会において協議を行うこととしておりますが、現在特定空家等として認定している物件は当市にはありません。代執行は、特定空家等の所有者等が助言・指導・勧告・命令されたが行わず、本来特定空家の所有者等が履行すべき措置を代わりに行うものとなります。</p> <p>全国的な事例を見ますと、空き家の状況により最終的に代執行が必要と判断された場合、代執行にかかった費用が所有者等の財産から回収できず最終的に市の税金からの持ち出しになるケースが多くあり、自治体の財政的な負担増となっている問題が見受けられます。</p>
ご意見 ご質問	<p>【2指標等の推移】に関して</p> <p>苦情①②受付後の対応状況、不法投棄の処理状況を教えてください。</p> <p>苦情①については、その件数のほとんどが野焼きによるものです。野焼きの通報を受けたら直ちに現場へ向かい、行為者に対し消火と野焼きが原則禁止であることの指導を行っています。</p> <p>そのほかの苦情として、騒音は生活騒音による苦情、悪臭は家庭内での生ごみ処理や耕作地の堆肥を原因とするもので、いずれも通報を受けたら現地確認を行い、原因者に対して近隣への影響を配慮した対応をお願いしています。</p> <p>苦情②についても、通報を受けたら現地確認を行い、地権者へ条例に基づく適正管理の指導を行います。なお、当該地が農地や山林の場合は、指導する所管が異なるため担当課へ案件を引き継いでおります。</p> <p>不法投棄の処理については、通報を受けたら環境課職員や施設管理者により収集を行っております。このほか、土地所有者からの要望により不法投棄禁止の看板の貸出を行うほか、道路やその他の公共施設への不法投棄を防止するための監視カメラの貸し出しも行っております。</p> <p>また、民有地に不法投棄がなされた場合は、当該地の所有者や管理者を確認し、投棄物の処理を行うよう所有者や管理者に通知します。</p>

ご意見 ご質問	<p>【2指標等の推移】について</p> <p>成果が低下した理由をどのように分析しているのか、今後どのように取り組み改善していくと考えているか教えてください。</p>
回答 (環境課)	<p>空き地管理については、近隣市町村も同様に苦情件数は増加傾向にあります。その要因には、土地所有者の高齢化や相続人が県外や市外に移動しているため管理が難しくなっていることのほか、土地の利活用が難しいためなどにより、管理が行き届かないものと考えられます。なお、近隣市町村でも同様の要因であると伺っております。</p> <p>空き地管理の苦情への対応は、那珂市空き地等の適正管理に関する条例に基づき、土地所有者へ適正管理を行うよう通知を行っています。</p> <p>空き地については、広報紙や市HP、公式SNSで適正管理を呼び掛けていますが、個人財産であることから、強制力をもって管理を徹底させることが難しく、適正な管理を行わせるその他の有効な対策は見つかっておりません。</p>

ご意見 ご質問	<p>【3施策の特性・状況変化・住民意見等】について</p> <p>設置済の太陽光発電施設に対する市民等からの苦情の現状と、それに対する市の対応例を知りたい。</p>
回答 (環境課)	<p>太陽光発電施設に対する市民からの苦情の多くは、事業地内の雑草の繁茂によるものです。令和6年度は10件ありました。</p> <p>通報を受けたら、職員が現地確認を行い、現場写真撮影、表示物の確認を行い、施設の管理者に適正管理を求める通知を行っておりました。</p> <p>令和7年7月1日に那珂市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例が施行され、条例に基づき、事業者に対し適正管理の指導を行っております。</p> <p>事業者においてこの指導に従わず、さらに勧告にも従わないときは、事業者名を公表することとしております。</p>

ご意見 ご質問	<p>【4施策の成果水準とその背景】について</p> <p>空き地管理に関する苦情が令和2年度から令和6年度にかけて大幅に増加していますが、その主な要因をどのように分析されていますか。また、現状の啓発・指導の取組みでは十分でないと考えられますが、今後はどのような新たな対策を検討されていますか。</p>
回答 (環境課)	<p>空き地管理については、近隣市町村も同様に苦情件数は増加傾向にあります。その要因には、土地所有者の高齢化や相続人が県外や市外に移動しているため管理が難しくなっていることのほか、土地の利活用が難しいためなどにより、管理が行き届かないものと考えられます。なお、近隣市町村でも同様の要因であると伺っております。</p> <p>空き地管理の苦情への対応は、那珂市空き地等の適正管理に関する条例に基づき、土地所有者へ適正管理を行うよう通知を行っています。</p> <p>空き地については、広報紙や市HP、公式SNSで適正管理を呼び掛けていますが、個人財産であることから、強制力をもって管理を徹底させすることが難しく、適正な管理を行わせるその他の有効な対策は見つかっておりません。</p>

ご意見 ご質問	<p>【4 施策の成果水準とその背景】について</p> <p>資料では苦情件数や不法投棄処理件数が近隣自治体と比べて高い水準にあるとされています。この差の要因をどのように把握されていますか。また、近隣自治体の取組みから学び、本市の施策に反映できる点は何か検討されていますか。</p>
回答 (環境課)	<p>本市での不法投棄の件数については、規模の大小にかかわらず市民から通報のあった件数を集計しており、近隣自治体でも同様と聞いております。</p> <p>本市との差については、いずれの自治体においても年によって件数が変動するため、差が生じる要因を把握することは難しいものと考えております。</p> <p>近隣自治体の取り組みには、不法投棄の多い箇所へ監視カメラを設置したり、不法投棄防止協力員制度を設けて地元住民協力をもらい、早期発見と早期対応により再発防止を行っていると聞いています。</p>
ご意見 ご質問	<p>近隣他市との比較の観点から</p> <p>環境保全の取り組みとして、本市と違った近隣市の優れた事例を教えてください。</p>
回答 (環境課)	<p>水戸市、日立市、ひたちなか市では、環境に関するイベントを市主催で開催しております、環境関連団体が多数出展し、イベントを通して市民の環境意識の高揚を図っております。</p>
ご意見 ご質問	<p>市街化区域と市街化調整区域による違いの観点から</p> <p>空き家の管理や利活用において、市街化調整区域と市街化区域とで制限などに違いはあるか。</p>
回答 (都市計画課)	<p>空き家の管理においては、市街化区域と市街化調整区域の違いはなく、所有者により適切に管理していただくものになります。</p> <p>空き家の利活用を行う場合においては、都市計画法の開発許可制度の中で市街化調整区域に建築ができる住宅に対する要件が定められており、市街化調整区域の出身者等の申請者自身が居住するための住宅である「自己用住宅」であることなどの要件があります。</p> <p>そこで、市では、市街化調整区域内の既存集落における地域コミュニティの維持を目的とする空き家を活用した移住・定住の促進を図るため、令和6年4月に「那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」の一部を改正しました。</p> <p>この条例改正により、市が空き家であることを確認した農家住宅や自己用住宅を、許可を受けることにより誰でも居住でき、借家も可能とする住宅へと用途変更することができるようになりました。要件としましては、空き家は農家住宅または自己用住宅として許可を受けて建築された住宅であること。10年以上継続して都市計画法に適合し、かつ、現在も適合していることとなっております。</p>

質問と回答

質問	<p>不法投棄処理件数の取り扱いを令和6年度から変更したことで、当初の目標設定との整合性が取れなくなるのではないか。</p> <p>また、件数のカウント方法を変えたことがどこにも記載されておらず、大きく減少しているとの誤解を招く。安易に集計方法を変えてしまうと数値目標に対する信頼性が損なわれると思うので、変更した理由や内訳などの補足説明は必要である。</p>
回答 (環境課)	<p>不法投棄の件数について、ゴミ集積所に投棄されたゴミのうち、分類が不適切であったり、回収処分不能のものが捨てられていたケースも過去の数値には含まれていた。本人の認識にもよるが、適正に分類した上で捨てたはずなのに残置されて不法投棄扱いされたというものを含んだ数字とも考えられるため、一律に不法投棄として扱うことが果たして適正かどうかという観点が1つある。もう1つの考え方として、ゴミ分別に関しては市民の皆さんに広く周知し徹底をお願いしている。件数を把握することは今後ゴミ分別の推進を図るにあたって必要であり、これまで不法投棄として計上されていたゴミ集積所での不適切な排出は切り分けることとした。基本的に不法投棄とは道路、水路あるいは民有地、公有地など本来捨てるべき場所以外に物が捨てられているケースをカウントすべきだと考えている。</p> <p>指標との整合性について、集計方法や不法投棄の概念などの整理が資料から見えてこないということはご指摘のとおりなので記載する。</p>
質問	<p>所有者の分からぬ空き家があるか。また、所有者に通知した際の返答や実際に改善された件数を知りたい。</p>
回答 (都市計画課)	<p>未相続のものは現にたくさんあるが、調査する権限があるため相続人を1つ1つ確認しながら特定している状況。現時点において、管理者が不明だというようなものはないと認識している。</p> <p>市民からの通報や職員のパトロール中、草木の繁茂による敷地外へのみだしなどを発見した場合、適正管理の通知書を送付している。R5-51件、R6-32件の送付に対し、問合せや前向きな回答を得られたものがR5-27件、R6-17件あった。一方で毎年のように通知しているかたもいるが、私有財産ということもあります、対応の難しさを感じている。小さなことの積み重ねとして、引き続き情報提供・助言に努めていく。</p>
質問	<p>農業地帯に住んでいると鶏糞臭がひどく、田んぼが終わった後の稻わらや雑草などの野焼きが多い。農業を知らない転入者からすれば、相当な不快感だと思う。</p>
回答 (環境課)	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において野焼きは禁止されている。ただし例外として、農業における農作物の残渣や枯れ草を燃やすことは認められているが、農業用ビニールや家庭ごみなどは認められていない。</p> <p>都市化の進行により宅地と田畠が近づいたことが、苦情件数が増加している一因と推察され、農家側にも時間帯や量、風向きなどへの配慮が求められている。</p>

質問	不法投棄禁止の看板は常設ではなく、あくまで貸出しなのか。 作成費用はどれほどか。また、犯罪であることを強調したインパクトのあるデザインにしては。
回答 (環境課)	無償貸与という位置づけだが、実際は一度設置すると半永久的にある状態。令和6年度は50枚作製で93,500円。貸出し数は増えている状況である。
質問	監視カメラはどういう場合に貸し出しているのか。 また、周知方法は。
回答 (環境課)	事例としては自治会で粗大ごみの回収をする際、基本的には当日の朝に搬入されるところ、前日の夜に回収対象ではない車の部品や塗料などが置かれてしまう状況が続いたため、自治会に対して貸したことがある。 現在は台数に限りがあるため、積極的には周知していない。
質問	道路脇の不法投棄が目立つ場所があるが、監視カメラを設置できるのか。
回答 (環境課)	過去にインターチェンジ周辺の山林における不法投棄がひどく、監視カメラを一定期間設置したところ効果があった事例もあるので、まずはご相談いただきたい。
質問	特定空き家について、他自治体の状況を新聞等で目にすることもあるが本市ではどのように調査、判断しているのか。
回答 (都市計画課)	特定空家等の定義は、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態。また、著しく衛生上有害となる恐れがある状態。適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態を指す。国のガイドラインでは上記のような状態になり得るかどうか判断するとともに、周辺への影響について考慮する必要があると記載されている。 市職員が現地確認し、当該空き家の状態及び空き家がもたらしうる周辺への悪影響の程度について調査した上で、那珂市空家等対策協議会へ付議することとしている。
質問	太陽光発電所をよく目にすると、テレビ等で取り上げられている光害などのクレームはあるか。その場合1人から複数回なのか、複数箇所に案件があるのか。
回答 (環境課)	光害についてのクレームは令和2年度に1件で、市境に設置されたものに対して市外に住むかたから連絡があった。 太陽光パネルの敷地に隣接しているかたから事業地内の雑草繁茂の問い合わせが大半であり、1箇所に対し1~2人という状況。

意 見

田んぼの水路に生活排水、雑水などが流されている場所があり、排水方法や下水関係もあると思うが、田んぼを作っていると本当に悪臭がひどく、水はけも悪い。そういう苦情を市役所に何度も言っているが対処してくれない、という声が結構ある。

条例の改正により、市街化調整区域における空き家の利活用も期待できるようになったことは、とても良いと思う。

市内一斉清掃やクリーン作戦などに参加しているのは自治会加入者が大半で、参加しない自治会未加入者宅の周辺もゴミ拾いしている現状について、果たしてそれでいいのかという思いがある。

最近の大学生は社会課題の解決に対する興味関心が高く、大学側も地域貢献を重要なテーマとして位置づけているのでアプローチしてみては。

清掃活動における若年層へのアプローチは良いと思う。インパクトのあるキャッチコピーを考えるなどSNS発信に注力すれば効果があるのでは。

学校で清掃活動について話してもらえば、小中学生と保護者の参加につながるかもしれない。
また、参加予定でも日付を忘れてしまう人がいると思う。例えば防災行政無線で前日の夕方に一斉放送する方法はどうか。

鳥獣被害としてイノシシが民家の庭先まで現れたり、スズメバチの巣駆除に苦慮している話をよく耳にする。後者は今年から業者委託が前提となったことで自ら挑戦する人が増えており危険なため、何かしらの対応策を検討していただきたい。

法律など様々な枠組の中で活動しなければいけない中で、若手職員の斬新な発想、アイデアを積極的に取り入れることで市の発展につながるのでは。

近隣自治体でセアカゴケグモが確認されている。市内で確認された場合の対応を考えておいてほしい。

空き家対策として令和6年4月に条例改正（制限の緩和）したことは良いと思う。

土地の用途により環境課、農政課、農業委員会等が動く縦割り行政ではスピーディーな課題解決にならないので、苦情を一手に引き受けすぐに対応できる体制があればと思う。

一斉清掃、クリーン作戦において、若年層に参加を呼び掛けることは有効な手立ての一つだと思う。

割れ窓理論のように不法投棄されたらすぐに片付けて、常態化しないようにしてほしい。

評価の裏付けとなるものも伝えていただけて良かった。

高齢化が進むにつれ、空き地が増加する傾向にあると思うので、有効活用できるシステムを作ることも必要ではないか。

今後、空き家は増加傾向にあると考えるが、空き家発生はその都度把握しているか。していなければ、3～5年周期で実態調査を行う必要性について考えてほしい。

SNSでの周知に関しては、定型が目立つ。今の若者（小学生から子育て世代）のツールはInstagramであり、新しい目線でのSNS発信の仕方を検討してみては。行政の情報発信なので仕方ない面もあるが、市全体の取り組みとしてできること良いと思う。

目標値の設定は推計値でなく、市としての最終目標を記載すべき。

成果指標のカウントの仕方を変えるのはルール違反。せめて変えた旨は記載すべき。

課題認識、取り組みの方向性を記載するところがない。「有効な対策は見つかっていない」とあるが、改善するため現状の把握、分析、広報方法の改善や充実など、できることは色々あるはずなので、今後の取り組みの方向性は記載してほしい。

指標設定については苦情件数や不法投棄処理件数など、生活環境に直結する項目が選ばれており、妥当性が高いと感じた。

内部評価では、条例や制度に基づいた説明が丁寧に記載されていたが、改善策がやや抽象的であり、実効性の検証が不足している印象を受けた。

空き地管理や太陽光発電施設の苦情対応など課題認識は明確ですが、住民との協働や他市の事例を活かした取り組みがさらに必要である。

近年の住宅建設の増加や住み続けたい街ランキング上位という実績も踏まえ、人口推計との整合性については柔軟な見直しも検討していただきたい。

令和7年度 行政活動外部評価（結果）

外部評価実施日：令和7年10月20日

外部評価対象施策	
施策名称	施策1 活力ある農業の振興を図る
施策の主管課	農政課
関係課	農業委員会事務局

委員	評価項目			
	①指標設定の妥当性	②内部評価の妥当性	③課題認識、取組方向の妥当性	合計点数
委員1	4	3	3	10
委員2	4	4	3	11
委員3	3	3	3	9
委員4	4	3	3	10
委員5	2	3	3	8
委員6	3	4	4	11
委員7	4	4	4	12
委員8	3	4	4	11
委員9	2	2	2	6
委員10	4	4	3	11
委員11	4	3	4	11
委員12	4	3	3	10
委員13	3	4	3	10
合 計	44	44	42	130
平 均	3.4	3.4	3.2	10.0
委員14(欠席)	—	—	—	10.0
合 計	—	—	—	10.0

外部評価結果は以下のとおり

点数評価(合計)	外部評価結果
140点	B 概ね適正な評価が行われている

評価の決定方法

- 委員全員の合計点数により、以下の表の区分から外部評価結果を決定する。
- 合計は168点満点[(3項目×4点)×全委員(14人)]
- 欠席の委員がいる場合は、出席委員の合計点数の平均点を欠席委員の合計点数とする。

点数割合(合計点数)	外部評価結果
85%以上(143~168点)	A 適切な評価が行われている
75%以上85%未満(126~142点)	B 概ね適正な評価が行われている
50%以上75%未満(84~125点)	C 一部適切な評価が行われていない
50%未満(42~83点)	D 適正な評価が行われていない

令和 6 年度

施策評価シート

作成日 令和 7 年 6 月 13 日

更新日 令和 年 月 日

No.1

総合 計画 体系	政策No.	5	政策名	活力あふれる交流と賑わいのまちづくり	施策主管課	農政課
	施策No.	1	施策名	活力ある農業の振興を図る	施策主管 課長名	石井 宇史
関連個別計画	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)、鳥獣被害防止計画、アグリビジネス戦略、農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想			関係課名	農業委員会事務局	

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象としているのか)*人や自然資源等	③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)			④ 成果指標(意図の達成度を表す指標)			*:総合計画の目標指標
	名 称	単位	名 称	単位			
農家	A 農家	戸	C				
	B 農地(農地台帳)	ha	D				
② 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)	④ 成果指標(意図の達成度を表す指標)			*:総合計画の目標指標			
	名 称	単位	名 称	単位			
	A 担い手農家の農地集積率*	%	D				
生産意欲をもって農業に従事する	B 認定農業者数*	経営体	E				
	C 遊休農地面積		F				
⑤成果指標設定の考え方 (成果指標設定の理由)	農地の有効活用度を示す指標として「担い手農家の農地集積率」、「遊休農地面積」及び担い手の指標として「認定農業者数」を設定した。	⑥成果指標の測定企画(実際にどのように実績値を把握するか)	A:農地集積率 : 担い手の農地利用集積状況調査から把握。B:認定農業者数:府内データから把握。C:遊休農地面積は、農地法第30条第1項の利用状況調査から把握。 ※「農家」数は農業センサス2020の数値。「担い手への農地集積率」は、直近の耕地面積及び作付面積統計の農地面積を基に認定農業者等による集積面積の割合を基にしている。				

2 指標等の推移

指標名	名称	単位	数値区分	前期基本計画期間			第2次総合計画 後期基本計画期間		
				2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (実績)	7年度 (目標)
対象指標	A 農家	戸	見込み値 実績値	2,357 1,972	1,972 1,972	1,972 1,972	1,972 1,972	1,972 1,972	1,972 1,972
	B 農地(農地台帳)	ha	見込み値 実績値	4,460 4,365	4,460 4,352	4,460 4,369	4,460 4,399	4,460 4,362	4,302 4,302
	C		見込み値 実績値						
	D		見込み値 実績値						
成果指標	A 担い手農家の農地集積率*	%	目標値 実績値	27.0 23.9	29.0 23.2	31.0 24.1	26.0 24.9	27.0 24.8	28.0 29.0
	B 認定農業者数*	経営体	目標値 実績値	92 93	94 89	95 92	97 94	99 94	100 102
	C 遊休農地面積	ha	目標値 実績値	- 140	- 146	- 144	- 150	- 157	117 115 113 111
	D		目標値 実績値						
	E		目標値 実績値						
	F		目標値 実績値						

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)

ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)

・農地の所有者は、農地の適正な管理、保全を図るとともに、農業経営に意欲を持って取り組む。

・農地の所有者は、自作が困難な場合には、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積・集約化を図る。

・農業者や関係者を含む地域住民は、農地の利活用、農地集積、集約化など将来の地域農業について話し合い、地域計画としてまとめる。

・農業者は、生産性の向上と新たな商品開発に取り組み、経営規模の拡大を図る。

・農業者自らが自主的・自律的な組織を形成し、実需者の多様なニーズに応じたアグリビジネスを展開する。

イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)

・新規就農希望者の相談、経済的支援等により担い手の育成を推進する。

・専門家による営農経営指導や栽培技術指導を実施し、経営力や技術の向上を図り新規就農者や女性の営農活動を支援する。

・農地の維持管理が適切に図れるよう多面的機能支払制度を推進する。

・地域農業の現状を把握し、将来の地域農業、農地の利活用を地域住民で検討する場を設ける。

・農地の集積・集約化を図り作付規模の拡大や経営の効率化を図るため、生産基盤を整備する。

・農業生産者と実需者の交流の場を創設し、農業者の販売戦略の構築や6次産業化、商品開発の展開を支援する。

② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか

・新規就農者の確保と担い手の育成(議会)

・就農者の確保、遊休農地等の対策の強化(農業者、議会)

・農業用水利施設の整備、補修、維持管理への支援(農業者)

4 施策の成果水準とその背景

(1) 時系列比較(令和2年度との比較)	(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)
<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した。 <input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した。 <input type="checkbox"/> 成果はほとんど変わらない。(横ばい状態) <input type="checkbox"/> 成果がどちらかと言えば低下した。 <input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した。	<input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり高い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてほぼ同水準である。 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば低い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり低い水準である。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
担い手農家への農地集積率及び認定農業者数は、令和2年度と比較して増加していることから成果はどちらかといえば向上しているとした。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
令和6年度の那珂市の農地集積率は24.8%であり、近隣市町村の水戸市、ひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町(平均約29%)と比較すると、どちらかと言えば低い水準であると判断した。

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)
・農家戸数は農業従事者の高齢化や後継者不足により減少傾向にある。
・農地面積は、宅地化等の転用等により減少している。
・担い手の育成や農地の集約化と経営規模拡大を図るため、新規就農希望者や認定農業者への支援を行っている。
・安全、安心で質の高い農畜産物の生産や多様な事業者との連携をとおして、販売戦略の構築などアグリビジネスに資する取組を進めている。
・農地の集積、集約化を図るために基盤整備を進めている。
・日本における主食用米の消費量は、人口減少・消費者の嗜好の変化などのほかコロナ禍を契機とした外食需要の低下により減少傾向にあったものの、コロナ禍明けによる外食需要やインバウンド需要により増加傾向にある。
② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していくかなければならない)
・持続可能な農地利用、営農を実現するため、農地と営農する人の問題に一体的に取り組む必要がある。
・6次産業化と地域ブランドの創出の取り組みを通じて、販路拡大を進める必要がある。
・農作物被害を防ぐため、病害虫の防除や有害鳥獣の捕獲を継続する必要がある。
・農地の有効活用を図るため、農業委員会との連携や農地中間管理事業による集積、集約化を進める必要がある。
・主食用米の価格安定のため、生産効率化や高収益作物への転換を図る必要がある。
・離農等により農地の保全管理が困難とならないよう、地域による共同保全の継続支援やリーダーを育成する必要がある。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

・担い手への農地集積率及び認定農業者数については、第2次那珂市総合計画後期基本計画(R5～R9)において施策の成果を表す指標として位置づけ、それぞれ中間目標値(R7)と目標値(R9)を設定している。それらを踏まえ、令和2年度に策定した那珂市アグリビジネス戦略や、毎年策定するアクションプログラム(那珂市地域担い手育成総合支援協議会)に基づき推進を図って行く。
・担い手農家への農地集積率は、平成27年度から令和3年度までの伸び率(年間1ポイント増加)を考慮し、中間目標値(R7)を28.0%、目標値(R9)を30.0%に設定した。
・認定農業者数は、平成27年度から令和3年度までの伸び率は1経営体/年の増であるが、市アグリビジネス戦略を展開していることから、2経営体/年の増と想定し、中間目標値(R7)を100経営体、目標値(R9)を105経営体に設定した。

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
農業の収益力向上	・「人・農地プラン」から移行する「地域計画」策定の進行管理 ・地域ブランド商品の普及や新たな商品の開発、生産から加工、販売につながる農業の6次産業化を進め、所得向上と新規就農者数の拡大を図る。 ・農畜産業者で組織するアグリビジネスネットワーク組織への支援	園芸振興支援事業 農業活動拠点施設管理事業 アグリビジネス戦略推進事業
安全な食料の安定供給	・水稻生産農家の経営安定 ・病害虫及び有害鳥獣からの農作物被害軽減 ・放射性物質の検査を継続して実施し結果を公表することで、安全・安心な農作物を提供	経営所得安定対策奨励補助事業 農産物原子力被害対策事業 農産物被害防除事業
農地の有効活用と担い手農家による農業の展開	・農地利用状況の把握と栽培品種の選定 ・土地の所有者に麦などの作付けを奨励し、農地の適正な管理の推進 ・農地パトロールによる調査及び指導	農業活用地域計画策定推進事業 農地情報管理システム事業 遊休農地対策事業 担い手育成支援事業 農地中間管理事業 新規就農協力隊推進事業
生産基盤の整備と保全	・効率的な農村環境整備の啓発及び促進 ・農業生産性の向上及び農業構造改革に対応するため、ほ場の再整備を推進	土地改良推進事業 土地改良基盤整備事業 那珂川沿岸農業水利事業

事前質問と回答

ご意見 ご質問	<p>【2指標等の推移】に関して</p> <p>担い手農家と認定農業者の違い及び、なぜ指標で使い分けしているのか。また、それぞれの耕作面積及び経営状況の推移を教えてください。</p>																																	
回答 (農政課)	<p>集積率は、担い手農家の集積面積を市内耕作面積で除した率のことをいいます。この集積率の調査における「担い手農家」とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者の総数となっております。「認定農業者」とは、農業経営改善計画を市に提出し、認定を受けた個人または法人のことです。「認定新規就農者」は、新たに農業経営を開始するために、市から青年等就農計画の認定を受けた者のことです。そして、「基本構想水準到達者」は、市が策定した基本構想で定めた一定水準の経営規模に達している経営体のことをいいます。</p> <p>そのなかでも、「認定農業者」は地域の中心となる経営体として、地域農業を担う者となっています。「認定新規就農者（原則45歳未満の青年層）」が将来的にはより高い目標を設定する認定農業者を目指していただく制度となっているのもその理由からです。</p> <p>そのことから、総合計画等の成果指標には、意欲的な農業経営を行う認定農業者数を指標として用いています。</p> <p>なお、それぞれの耕作面積の推移は次のとおりです。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">【令和5年度】</th> <th style="text-align: center;">→</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">【令和6年度】</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;">経営体数</th> <th style="text-align: center;">面積</th> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;">経営体数</th> <th style="text-align: center;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">認定農業者</td> <td style="text-align: center;">94</td> <td style="text-align: center;">941ha</td> <td style="text-align: center;">計1,007ha</td> <td style="text-align: center;">94</td> <td style="text-align: center;">869ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認定農業者（他市町村在住）</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">59ha</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">59ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認定新規就農者</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3ha</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本構想水準到達者</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4ha</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">62ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認定農業者等の経営状況につきましては、計画期間満了時に報告されるため、経営状況の推移は分かりかねます。</p>		【令和5年度】		→	【令和6年度】			経営体数	面積		経営体数	面積	認定農業者	94	941ha	計1,007ha	94	869ha	認定農業者（他市町村在住）	31	59ha	31	59ha	認定新規就農者	2	3ha	5	6ha	基本構想水準到達者	3	4ha	9	62ha
	【令和5年度】		→	【令和6年度】																														
	経営体数	面積		経営体数	面積																													
認定農業者	94	941ha	計1,007ha	94	869ha																													
認定農業者（他市町村在住）	31	59ha	31	59ha																														
認定新規就農者	2	3ha	5	6ha																														
基本構想水準到達者	3	4ha	9	62ha																														

ご意見 ご質問	<p>【2指標等の推移】に関して</p> <p>農業従事者は減っていると思うが、農家の戸数がずっと変わっていないのはなぜか。</p>
回答 (農政課)	<p>農家戸数は、5年に1度実施される農林業センサスの数字を用いており、直近では2025年農林業センサスとして、本年2月を基準日として実施されました。調査結果の詳細については、令和8年3月以降に公表されますので、次回から新たな戸数を提示できることとなる予定です。</p>

ご意見 ご質問	<p>【2指標等の推移】について</p> <p>市としては農地は減らして農家は減らさないことが目標なのか、最終的にどの程度の農家にどのような経営をしてもらう考えなのか教えてください。</p>
回答 (農政課)	<p>農家数、農地面積とも現状維持もしくは少しでも増やせればと思っておりますが、現状といたしましては、人口減少による生産年齢人口の減少、生産者の高齢化による離農、これらに伴う遊休農地の増加、また宅地等による農地転用などの現実があり農地面積は減少しています。また、農家戸数についても、農林業センサス2020の数字は1952戸ですが、次回の農林業センサス2025の数字も減ることが予想されています。</p> <p>このような農家数、農地面積ともに減少する現状を踏まえると、地域の中心経営体である認定農業者を中心とした担い手に農地を集約し、大規模かつ効率的な営農を行っていただくことが必要となります。</p> <p>そのことから、成果指標として、認定農業者数を94経営体から、令和7年度は100経営体、令和8年度は102経営体、令和9年度は105経営体と増やすことで、令和9年度時点において30%の集積率を目標としています。</p>
ご意見 ご質問	<p>【2指標等の推移】について</p> <p>農地の集積率は、大規模化・機械化が不可欠である。どうすれば集積率が上がるのか、その実践例や成果についてお聞かせいただきたい。</p>
回答 (農政課)	<p>集積率とは、担い手（認定農業者、認定新規就農者等）の集積面積を市内耕作面積で除した率のことをいいます。</p> <p>その集積率を上げるための取り組みとしての実践例としましては、昨年度から始めた地域の話し合いに基づき遊休農地の解消や農地の集積・集約化、効率的利用を目指す「地域計画」による取り組みが挙げられます。</p> <p>この取り組みは、地域において現状と課題を洗い出し、地域における農業の将来の在り方、それに向けた農地の効率的な利用に関する取り組み等について、地域として共有して取り組もうとするものです。本市では令和7年3月に初となる「地域計画」を策定しました。</p> <p>その話し合いにおいても、集積率を上げるために、担い手の営農意向を踏まえながら、農地中間管理事業を活用して集積、集約を図っていくこと、併せて農地の基盤整備を進めていくことが大切であることが共有されました。</p> <p>本市の地域計画による取り組みは始まって間もなくまだ成果は見えておりませんが、全国には地域による話し合いを密に行なうことで9割を超える集積率を達成している好例もあることから、本市においても地域計画による話し合いの場を継続的に設け、今後増えると見込まれる離農される方の農地情報を適切に捉え、担い手に円滑につないでいけるよう努めてまいります。</p>
回答 (農業委員会事務局)	<p>農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局が連携し、耕作困難な農地所有者等からの相談がある場合は情報を共有し、場合によっては、地域の担い手への橋渡しを行います。</p>

ご意見 ご質問	<p>【3施策の特性・状況変化・住民意見等】 【5施策の現状と課題】について</p> <p>6次化産業や地域ブランド商品の創出が方針として掲げられていますが、現時点ではどの程度具体的に進捗していますか。また、今後、実需者との連携をどのように強化し、販路拡大や所得向上に繋げていく計画でしょうか。</p>
回答 (農政課)	<p>「那珂市アグリビジネス戦略」により「未来へつなぐ 作る喜び食べる喜び いい那珂農業～儲かる農業へのチャレンジで豊かないい那珂暮らしを実現～」を基本方針とし、農業の収益力向上の実現に向け事業を行っています。</p> <p>具体的には、独自の產品開発を進め、消費者に支持される產品の創出と販路拡大を図る「うまいもん会議T R E V I」を立ち上げ、道の駅開業を見据えた特產品開発や、通年楽しめるかぼちゃの産地づくりを行っています。令和5年度から、產品をプロの目線で評価する「求評会」を行い、產品のブラッシュアップを行っています。その令和5年度の求評会をきっかけとして、亀印製菓株式会社が市内のかぼちゃ生産者と結び付き、生産者の6次化製品である「かぼちゃのペースト」を使用したパイまんじゅうの開発を開始し、本年9月に「恋するマロンのパイまんじゅう」として那珂市産かぼちゃを打ち出した販売を開始した実例がございます。</p> <p>なお、本年度の求評会は9月26日に実施し、新產品のほか、今回はかぼちゃプリンをテーマに產品を募り、食の専門家による評価をいただきました。今回の求評会をきっかけとして、パイまんじゅうに続く新たな產品が生まれるものと期待しています。</p> <p>このほか、ブランド化推進の一つとして、通年かぼちゃが収穫できる産地づくりに向け、那珂市産かぼちゃの価値向上を目指した那珂のかぼちゃブランドアッププロジェクトを行っています。「いい那珂かぼちゃフェア」では昨年度、水戸市内のホテルレストランをはじめ計36店舗において那珂市産かぼちゃのメニューーカーネーを設け横断的にPRを実施しました。なお本年は11月12日から12月7日にかけて実施する予定となっております。</p> <p>併せて、「いい那珂そだち」ロゴマークによる那珂市産農畜產物の統一ブランド化を進めているほか、那珂市産農畜產物のPR及び地産地消の推進の趣旨に賛同いただいた直売所、小売店、飲食店、食品加工業者等を「いい那珂そだち協賛店」として認定し、のぼり旗、ポスター、市ホームページを活用しながら、飲食部門においても広くPRしていただいている。</p> <p>実需者との連携を強化につきましては、「いい那珂そだちマッチングフェア」の継続的な実施が挙げられます。このマッチングフェアは、今年で10年を迎え、これまでも継続的に市内生産者と市内及び市外飲食店との橋渡しをしてまいりました。</p> <p>本年（7月8日）は、市内製菓店をはじめ、水戸市等のホテル、県内スーパー等を迎え、圃場の状況を直に見てもらうバスツアーを企画し、どうもろこし、トマト、ナスのほか、栽培期間中無農薬の露地野菜への取り組みの様子、常陸牛の肥育状況等を知つてもらいました。今後、生産現場において產品が生まれるストーリーにも目を向けたメニュー展開にも期待しているところです。</p> <p>このように、6次産業化やブランド化のほか、実需者との連携を展開する土台はできましたので、今後は、生産者と結び付く実需者を増やしていくことで、併せて生産者の所得向上の機会を増やしていく必要があると考えています。</p>

いい那珂そだちロゴマーク▶



ご意見 ご質問	<p>【4 施策の成果水準とその背景】について</p> <p>本市の担い手農家への農地集積率は近隣市町村と比べて低い水準にありますか、その要因をどのように分析されていますか。また、遊休農地の発生要因である高齢化や後継者不足に対して、農地中間管理事業など既存制度の活用以外に今後どのような具体策を検討されていますか。</p>
回答 (農政課)	<p>本市の集積率は24.8%、近隣市町村の集積率は25.3%～36%となっております。全国の集積率は61.5%（茨城県は42.3%）となっており、那珂市を含む県央地域全体が集積率が低いことが前提としてございます。</p> <p>地域による話し合いなどをとおして分かることですが、水田自作地を兼業で作付けしている方が多いのが本市の特徴である状況にあります。集積率は、担い手に農地を貸し出してくれてはじめて高まる数字で、自作者による営農も尊重しながら集積率向上策を進めていく必要があると考えています。</p> <p>そのことから、高齢化等の事情により自作者が耕作できなくなった際には、円滑に担い手にマッチングできるよう、地域計画による話し合いの機会を生かせるようにしてまいりたいと考えています。</p>
回答 (農業委員会事務局)	<p>耕作困難な農地所有者等からの相談がある場合は、農地流動化台帳への登載を促し、所有権の移転を伴う相談であれば、農地法第3条の許可申請に係る手続きを支援します。</p>

ご意見 ご質問	<p>【4 施策の成果水準とその背景】について</p> <p>田畠の割合と、近隣自治体と比較してどのような特徴があるか教えてください。</p>
回答 (農政課)	<p>那珂市の田・畠面積の割合は、田約46%、畠約54%と田・畠の面積にあまり差がない状況ですが、近隣市町村においても、同様の傾向となっております。</p> <p>一方、田・畠面積の比率が大きく異なる市町村としては、県南の利根町や五霞町は田の面積が95%を超えるなど、県央地域とは異なった営農状況となっております。</p>

ご意見 ご質問	<p>報道等から</p> <p>「儲かる農業」とよく言われてるが、労働賃金は時給100円程度とされており、最低賃金とは大きくかけ離れている。どうすれば儲かるのか、その施策はあるか。</p>
回答 (農政課)	<p>燃料代をはじめ肥料代や資材費、農業用機械に至るまで物価の高騰が農業にも影響を及ぼしています。</p> <p>そのような社会変化の中、儲かる農業のためには、経費削減のほか単収の高い作物の選定、スマート農業による作業時間の短縮、6次産業化による付加価値の向上、実需者との結び付きによる多様な販路の開拓などが大切ですが、それぞれ一朝一夕にできるものではないと考えています。</p> <p>そのことから、アグリビジネス戦略の取り組みを継続し、農業者それぞれの志向にあった方法を選択していただくことで、所得の向上を図っていく必要があると考えます。</p>

ご意見 ご質問	<p>報道等から 道の駅開館を見据え、現在取り組んでいる新たな事業はあるか。また、今後新たに取り組もうとする計画はあるか。</p>
回答 (農政課)	<p>先述の「うまいもん会議 T R E V I 求評会」は、道の駅開業を見据えた産品開発を目指したものとなっています。この求評会は、飲食に精通したプロの目線による評価をいただくことで、それぞれの産品のブラッシュアップの機会を作ることを目的としています。そのため、この求評会を継続し、消費者の多様な志向に訴求できる魅力ある、そして売れる産品の開発を支援していきたいと考えています。</p>

質問と回答

質問	基本構想水準到達者は一定水準の経営規模に達している経営体のことだが、具体的な経営規模や面積を伺いたい。また、到達者を把握する方法は。
回答 (農政課)	認定は受けていないが同様のレベルで農業経営を行うかたのこととで、認定農業者の基準で数字的な部分を挙げると年間530万円以上の農業所得、1人当りの労働時間2,000時間未満を目指すかた。把握する方法は農地台帳に載っていることが前提で、その情報から到達者を推察している。
質問	成果指標で担い手農家と認定農業者を使い分けている理由は。
回答 (農政課)	認定農業者分の農地集積率を出すことは可能ではあるが、全国調査では認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者の区分について報告していることから、成果指標としては公表されている全国調査の結果を利用している。
質問	担い手の経営状況は分からぬことだが、具体的に何が問題でどういう形が本来望ましいのか把握できなければ、儲かる農業に向けた姿勢が決まらないのでは。
回答 (農政課)	まとめて示せるものはないが、相談を受ける中で個別に話は伺っており、内容に応じて補助制度や資金の貸し付けなどを紹介している状況。
質問	遊休農地を増やさない、減らしていくための主体的な取り組みが必要。資金面や高齢化など理由は様々であり、相談を待つのではなく地区ごとに相談員を置くことや市民農園の活用、道の駅と絡めた体験農園の整備などできることはあると思う。
回答 (農業委員会事務局)	市内8地区に農業委員、農地利用最適化推進委員があり、身近な相談相手として活動いただいている状況。各地区の担当委員は、広報紙等で周知している。
質問	基本構想水準到達者の耕作面積が「R5-4ha」から「R6-62ha」と約15倍になった理由は。認定を受けない新たな農業従事者が現れたのか、把握が漏れていたのか。
回答 (農政課)	主な要因は2つあり、瓜連地区で基盤整備していた関係で耕作できていなかつたことと、ある認定農業者のかたが亡くなられ、引き継いだかたは認定前だったことから大きく增加了。いずれも認定農業者の耕作面積に移ると思われるため、今後、基本構想水準到達者の耕作面積は減少し、「R5-941ha」から「R6-869ha」に減っている認定農業者の耕作面積減少分は元に戻る見込み。

質問	補助金などメリットがあるから認定を受けるのだと思うが、基本構想水準到達者は少数で、ほとんどが認定農業者になるということか。
回答 (農政課)	認定を受けるかはご本人次第で、資金力があつたり自由にやりたいからとあって認定を受けないかたも一定数いるとは思う。ただし、農地中間管理機構を活用しての集積や地域計画における担い手の明確化を進めるなかで、基本的に基本構想水準到達者数が増えていくことはないと考えている。
質問	「那珂かぼちゃ」のおいしさは理解しているが、稻敷市の「江戸崎かぼちゃ」日立市の「茂宮かぼちゃ」と比較してブランド力で劣っていると感じる。口コミなどで認知度を上げていくためには、発信力ある若い女性の関心を引くスイーツなど、何か目玉商品の開発が必要だと思う。
回答 (農政課)	产品開発については、求評会やマッチングフェアなどを開催する中で、より良いものができればと考えている。かぼちゃフェアでは加工品だけでなく、生のかぼちゃを使用してもらう取り組みを行なった。那珂市で生産されるかぼちゃのネームバリューを上げられるよう、引き続き声掛けをしていきたい。
質問	常磐大学高等学校では笠間市との連携プログラムにより、自由研究のような形で地域のための事業提案を高校生が行っている。知名度を上げるには特別な取り組みが必要だと思うので、他機関との連携も一つの方法ではないか。
回答 (農政課)	求評会では、水戸農業高等学校と大成女子高等学校の学生が考案したメニューが出され、両校に特別賞を授与する結果となっている。機会があれば、ぜひご参加いただきたい。
質問	農業委員と農地利用最適化推進委員が、遊休農地や休耕地をパトロール及び調査していると思うが、把握した情報を皆で話し合い実効性のある改善策を検討できているのか。
回答 (農業委員会事務局)	農地パトロールは農業委員会事務局を含めた3者で実施しており、遊休農地を把握した際は所有者に意向調査を行う。自身では耕作できないことであれば農地中間管理事業を紹介し、仮に利用せず荒らしたまま放置した場合には固定資産税が高くなることなども伝えている。使いづらい農地は取り残されてしまう傾向。
質問	農地について相談を受けた後のマッチング率は把握しているのか。
回答 (農業委員会事務局)	農業委員や農地利用最適化推進委員が日々、地元の人と話す中でまとめていくという面もあり、農業委員会事務局として実際の数字は特に把握していない。

質問	求評会はプロの目線でと説明されたが、素人の参加はあったのか。20～30代の子育て世代は食べ歩きしているかたも多く、素人目線からの意見も参考になると思う。
回答 (農政課)	<p>プロ目線が前提の会議ではあるが、一般の消費者団体のかたやデザインが専門で味に関しては素人というかたも参加している。大成女子高等学校にもお声掛けしたものの、授業の都合で今回は見送りとなった。</p> <p>道の駅は1つの起点ともなるので、好事例を目指して生産者、事業者とも連携しながら、少しづつでも那珂市で生産されるかぼちゃを消費者に広めていきたい。</p>

質問	「那珂かぼちゃ」が浸透していない原因は何だと思うか。
回答 (農政課)	<p>那珂のかぼちゃについて、農家はいいものを作るプロなので、それをどうやって広めていくかが課題だと感じており、イベントでの繋がりを活かして、いろんな人を巻き込んでいく必要があると思う。</p> <p>行政の主なPR方法は広報や市ホームページだが、より多くの市民のかたに興味を持ってもらえるようにしていかなければならない。また、インパクトあるSNS発信も方法だとは思うが、そこに行政が入っていく難しさを感じている。</p>

意 見

相談待ちの受け身ではなく、こちらから声をかける、相談の場を設けるなど前向きな取り組みをお願いしたい。※他2名より同意見
周りの農家は高齢者が多く、後継者不足に悩んでいる。集積率向上のため話し合いの場を設けていくが、集積を断られたり相続トラブルなどで耕作放棄地となっている場合がある。少しでも早く広範囲を担い手に任せられるようになってほしい。
「賞味期限1分」というフレーズに食いついた人たちが、朝から長蛇の列を作っている光景をしており、市町村が盛り上がるチャンスが道の駅にはあると思う。しかしながら、目立つものがないと「いい那珂暮らし」でもうたっているように、無理に特産品で競い合うのではなく、長期的な目線で広めていく発展の仕方もあるのではないか。
認定を受けている農家の高齢化が進んでいることは課題としてある。また、兼業農家だったかたが退職に伴い専業でやっていこうとなった際、認定農業者について知らずそのまま活動しているケースがあるので、行政側もアンテナを高くしてPR等していただきたい。
農家にとって1番身近な行政窓口は農政課である。農業はすぐに結果が出るものではなく長いスパンで考えなければならず知識も必要なので、農政課には経験者などを集めたスペシャリスト集団であってほしい。そうすれば継続的な農業の発展につながるのではないかという期待がある。
農業に携わるかたの環境整備が仕事であり、現場の声を吸い上げてどのように施策に活かすかということに取り組んでいると思う。資料の中に一例でも記載することで、市民にとってより分かりやすくなるのではないか。

農家の担い手不足は喫緊の課題である。今従事している高齢者ができなくなった場合を考えて、農地の集積率を上げて担い手が大規模に作業できるようにしてほしい。

本当に農業従事者の手取りは少ない。労働に見合った賃金が得られる、儲かる農業について工夫してもらいたい。

施策の目標と指標において、住民をはじめとした「消費者」があっても良いのではないか。消費者が那珂市ではどのような野菜が生産されているか、おいしいのか、買ってみようとなれば農家の活力に結びつくと思う。

「遊休農地など相談があれば、、、」という説明であったが、今はプッシュ型の支援が大切だと思うので、PRに注力して情報が市民に届くようにしていただきたい。

マッチング率の話をしましたが、統計を取ることでどこの地区により支援が必要かという課題も見えてくると思う。国に提出する統計だけでなく、実際に必要な統計をとってみてはどうか。

マッチングフェアの取り組みに注力していただきたい。

目標設定は市民目線で分かりやすく（統計上の理由であれば明記してください）

指標が下がっている場合は、課題認識、取り組みの方向性を明記してほしい。

農業発展、産業に力を増し、農業従事者に対する専門的な指導をより重視していくべき。

内部の評価には、認識や知識に差があると感じた。

遊休農地の利活用が急がれているのではと思う。

指標設定について、農家戸数が変化しない理由は理解したが、実態と乖離している印象を受けたので、農業従事者の高齢化や離農が進む中、より柔軟な設定が必要ではないか。

内部評価では地域計画や6次産業化など、前向きな取り組みが見られた。特に「恋するマロンのパイまんじゅう」など、具体的な成果事例の紹介は好印象。

遊休農地の増加や集積率の低さなど、目標との乖離が大きいものは実効性のある対策が求められている。若者や新規就農者への支援策を更に具体化し、地域との協働を強化していただきたい。

会長総評

令和7年度の那珂市行財政改革懇談会は、8月6日、10月8日、10月20日の計3回にわたり開催されました。今年度は「健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る」と「活力ある農業の振興を図る」の2施策を対象に、外部評価を実施いたしました。

委員の皆様には事前に質問を提出いただき、主管課及び関係課より丁寧な回答が寄せられました。それを踏まえ、当日はより深い議論を展開できたことに、まずは心より感謝申し上げます。委員14名それぞれの鋭い視点からの問い合わせに対し、市職員の皆様が真摯に応じてくださったことは、懇談会の成果を大いに高めるものでした。

● 本音と笑いが交差した議論 今回、特に印象的だったのは、「恋するマロンのパイまんじゅう」をめぐる議論です。「かぼちゃなのにマロン?」「笠間の栗と混同しない?」といった素材とネーミングの“ずれ”が、かえって地域ブランドの奥深さを浮き彫りにしました。この話題から「栗・かぼちゃ・芋=茨城三刀流」構想まで発展するなど、笑いと本音が交差する、まさに“懇談会らしい”展開となりました。

また、今回は若手職員の参加も大きな収穫でした。30代の職員からは、「那珂市は何十年もかぼちゃ推しなのにPRが下手。若い力や外部の力をもっと使うべき」との率直な意見が出されました。その“本音”を引き出せたことは、本懇談会の意義を改めて感じさせる出来事でした。

● 「外部の力」の可能性 地域課題として、クリーン作戦への住民参加の少なさも話題に上がりました。これに対して、近隣大学との連携を視野に入れた提案がなされ、空き家対策を研究する学生の存在や、草取りを通じた実践的な学びの可能性などが共有されました。「市はもっと若い力を借りるべきだ」といった声も上がり、地域課題の解決に向けて外部の力を柔軟に取り入れることの大きな可能性を感じる場面となりました。

● 風穴を開ける場として 一部の委員からは、「正直、資料はちんぶんかんぶん」「もっとざっくばらんな話がしたい」といった率直な声も寄せられました。こうした“本音”が出ることこそ、この懇談会が形式にとらわれず、自由闊達な議論の場として機能している証でもあります。もしわざかでも、こうした空気に風穴を開けることができたのであれば、会長としてこれ以上の喜びはありません。

今後も、懇談会が住民の声をしがらみなく行政に届ける、より開かれた場となることを心から願っております。

最後に、会議の準備・運営にご尽力いただいた市職員の皆様、そして何より真摯に議論を交わしてくださった委員の皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

那珂市行財政改革懇談会会長 本荘 卓

【参考資料】

○那珂市行財政改革懇談会設置要綱

平成7年6月1日訓令第8号
改正 平成13年10月29日訓令第19号
平成16年12月24日訓令第34号
平成20年4月21日訓令第13号
平成21年4月30日訓令第12号
平成26年3月28日訓令第4号
令和2年3月27日訓令第4号
令和5年3月31日訓令第9号
令和7年9月30日訓令第23号

那珂町行政改革懇談会設置要綱（昭和60年那珂町訓令第5号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進するため、那珂市行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革の推進について、市長の諮問に応じて行う重要事項の審議に関すること。
- (2) 市が行う行政活動の外部評価に関すること。

（組織）

第3条 懇談会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、住民の代表者等から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、総務部総務課行財政改革推進室において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第19号）

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第34号）

この要綱は、平成17年1月21日から施行する。

附 則（平成20年訓令第13号）

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附 則（平成21年訓令第12号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の那珂市行政改革懇談会設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成26年訓令第4号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年訓令第9号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年訓令第23号）

この要綱は、公布の日から施行する。

○那珂市行財政改革懇談会名簿

役 職	氏 名	区 分
会長	本莊 順	学識経験者
副会長	浅川 清司	商工会関係団体
委員	平野 道代	市民自治組織関係
委員	峯島 勝則	農業関係団体
委員	君嶋 寿男	教育関係団体
委員	秋葉 泉	保健福祉関係団体
委員	海野 順子	女性団体
委員	間宮 一	保健福祉関係団体
委員	大森 信之	教育関係団体
委員	庄司 元次郎	一般公募
委員	八木 和子	一般公募
委員	瀧本 京子	一般公募
委員	寺門 利幸	一般公募
委員	櫻井 敏子	一般公募

○外部評価スケジュール

日 程	場 所	概 要
第1回 令和7年8月6日	中央公民館2階 講座室	行政活動外部評価の対象施策選定
第2回 令和7年10月8日	中央公民館2階 大会議室	行政活動外部評価の対象施策 「健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る」
第3回 令和7年10月20日	市役所5階 502～504会議室	行政活動外部評価の対象施策 「活力ある農業の振興を図る」

令和 6 年度

施策評価シート

作成日 令和 7 年 月 日
更新日 令和 7 年 月 日
No.1

第2次那珂市総合計画後期基本計画（計画期間：R5～R9）の施策体系に基づき評価を行っています

総合計画体系	政策No.	政策名	政策の名称	施策主管課	施策を主として担当する部署名
	施策No.	施策名	施策の名称を記入しています。	施策主管課長名	主管課の課長名
関連個別計画	施策を推進する個別計画の名称と計画期間を記入しています			関係課名	施策に関係する部署名

1 施策の目的と指標

① 対象（誰、何を対象としているのか）*人や自然資源等	③ 対象指標（対象の大きさを表す指標） 名称	単位	名 称	単位
その施策が対象としているもの（人や物）を記入しています。			対象を把握するために指標を設定し記入しています。	
② 意図（この施策によって対象をどう変えるのか）	④ 成果指標（意図の達成度を表す指標） 名称	単位	名 称	単位
市が施策を実行することによって、対象にどのような変化を意図しているか記入しています。			対象の変化の具合、成果が分かるような指標を設定し記入しています。	
C F				
⑤ 成果指標設定の考え方（成果指標設定の理由）	設定した指標について、なぜその指標を使うことにしたのか、理由を記入しています。	⑥ 成果指標の測定企画（実際にどのように実績値を把握するか）	成果指標を測定するための、具体的な方法を記入しています。	

2 指標等の推移

指標名	名称	単位	数値区分	前期基本計画期間			第2次総合計画 後期基本計画期間						
				2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (実績)	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)		
対象指標	A			見込み値									
	B			施策の対象となるものの指標の推移を把握し、将来の数値について見込み値を記入しています。									
	C			実績値									
	D			見込み値									
成果指標	A			実績値									
	B			目標値									
	C			設定した成果指標について、過去の数値の推移を把握します。また未来については、施策を実施した場合の目標の数値である「目標値」を設定し記入しています。									
	D			目標値									
	E			※「目標値」：施策を実施した場合に目標とする数値 ※「実績値」：過去の成果指標の数値									
	F			目標値									
				実績値									

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

- ① この施策の役割分担をどう考えるか（協働による住民と行政の役割分担）

ア) 住民（事業所、地域、団体）の役割（住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと）

施策を実行するに当たって、役割分担をどのように想定しているか記入しています。

イ) 行政の役割（市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと）

施策の役割分担として行政が行うべきことを記入しています。

- ② この施策に対して住民（対象者、納税者、関係者）、議会からどんな意見や要望が寄せられているか

施策に対する対象者や関係者などの意見や要望を記入しています。

4 施策の成果水準とその背景

- (1) 時系列比較(令和2年度との比較)

 - 成果がかなり向上した。
 - 成果が
 - 成果は
 - 成果が
 - 成果がかなり低下した。

5年間に渡る施策
現在の水準と時系
います。

- (2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)

 - 近隣他市と比べてかなり高い水準である。
 - 近隣他
 - 近隣他
 - 近隣他
 - 評価年度（困難な場合は出来る限りのもの）における近隣市等の成績と比較し評価しています。
 - 近隣他市と比べてかなり低い水準である。

* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)

* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)

上記の欄の評価をする背景として考えられる要因や理由について記入しています。

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)

指標の推移を踏まえて、施策の現状について把握します。総合計画の目標にどれくらい迫っているのか、施策の目標に対する進捗状況を記入し、また、要因として考えられる事を分析・記入しています。

② 施策の課題（基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していくかなければならないか）

施策について、どのような課題を解決していくかなければならないか記入しています。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

目標として設定した成果指標の選定理由及び水準の根拠や前提条件、並びに方針を記入しています。

※総合計画基本計画で設定された成果指標 : 計画期間中は変更なし

※それ以外に設定した成果指標 : 必要に応じて適宜変更あり

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
施策の目標を達成するための基本事業とその取組み方針、具体的な主な事務事業を記入しています。		